

議案第93号

西脇多可行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置に関する事務を新たに共同処理することに伴い、西脇多可行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

西脇多可行政事務組合理約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合理約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合理約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置に関すること。

第15条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1、別表第2又は別表第3」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条関係）

区分	負担の方法
第3条第6号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。

備考 「人口割」の算定基礎は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口による。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

西脇多可行政事務組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改 正 後	現 行				
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置に関すること。</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の負担金は、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる区分及び負担の方法により関係市町が負担するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第3（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="778 1155 954 2069"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第6号に掲げる事務に要する経費</td> <td>均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「人口割」の算定基礎は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口による。</p>	区分	負担の方法	第3条第6号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(5) 略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の負担金は、別表第1又は別表第2に掲げる区分及び負担の方法により関係市町が負担するものとする。</p> <p>3 略</p>
区分	負担の方法				
第3条第6号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。				